


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市手数料条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	市民部市民課			
1. 要 旨					
<p>社会保障・税番号制度の導入に伴う通知カード及び個人番号カードの市民の方への交付については、無償とする予定である。しかし、それらの再交付については、有償としたいことから、再交付手数料の新設等について、東大和市手数料条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①通知カードの再交付手数料を500円と定める。 ②個人番号カードの再交付手数料を800円と定める。 ③住民基本台帳カードの取扱の廃止に伴い、「住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料」の項目を削除する。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年10月5日から施行する。 ただし、②③については、平成28年1月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>発生件数は、少数と見込んでいる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<ul style="list-style-type: none"> ・本件の内容については平成27年7月22日市長決裁済み ・文書課において審査済み 					
3. 留意事項 (問題点等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・別途、減額・免除基準の取り扱いについては、今後、国から示される予定の事務取扱規定等に基づき、内部規定により運用する。 					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
平成27年第3回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。